

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 策定の背景

生涯にわたる歯と口腔の健康づくりは、美味しく食事を味わい、会話を楽しむなどといった健康で豊かな生活を送る上で重要な役割を果たしています。

札幌市では、歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、平成29年度から令和5年度までを計画期間とする「札幌市生涯歯科口腔保健推進計画 さっぽろ8020推進プラン」(以下「現8020プラン」という。)を平成29年3月に策定し、札幌市の歯科保健対策を進めてきました。

さらに、近年、歯や口腔の健康は全身の健康状態や健康寿命との密接な関連、歯科疾患の健康格差の問題、国における動きとして、国民皆歯科健診やオーラルフレイル、そして、誰一人取り残さない歯科保健医療サービスの確保など、様々な課題への対応が求められるようになってきました。

このため、札幌市議会において、これらの新たな課題を踏まえ、市民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を最終的な目標に掲げる「札幌市歯科口腔保健推進条例」が令和4年6月に可決成立しました。本条例には、「市民の生涯にわたる歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する計画を策定するものとする。」と規定されていることから、条例に市の責務として様々な施策を盛り込んだ新たな歯科口腔保健推進計画を策定する必要があります。また、同年に策定された 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの3つの重要概念のひとつに「ウェルネス(健康)」が掲げられたことから、「誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できる社会の実現」の一環として、市民の歯と口腔の健康づくりに一層取り組むことで寄与していきます。

市民の健康格差の縮小及び健康寿命の延伸を図るため、誰一人取り残さない歯科保健医療サービスの提供体制を目指して、第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画の策定を行います。

## 2 計画策定の目的

本計画は、市民の年齢や性別、障がいの有無等を問わず、ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりの取組みを推進し、誰一人取り残さない歯科保健医療サービスの環境整備に努めることにより、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康の獲得、さらには、歯と口腔の健康が密接に関わる全身疾病の予防や健康状態の改善につなげ、市民の健康寿命の延伸や健康格差の縮小に寄与することを目的に策定するものです。

### 3 基本理念

第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画は、市民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を図るために施策の作成指針として、札幌市歯科口腔保健推進条例に示されている5つの基本理念に基づいた歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

図 1-1 5つの基本理念



#### 基本理念 1

##### 「市民の生涯にわたる歯科健診の充実による歯科疾患の予防、早期発見・早期治療」

乳幼児歯科健診、学校歯科健診、歯周疾患検診、妊婦歯科健診、後期高齢者歯科健診等、市民の生涯にわたる歯科健診の充実を図り、歯科疾患の予防及び早期発見、早期治療につなげます。

#### 基本理念 2

##### 「乳幼児期から高齢期までの世代に応じた健康教育や啓発による健康寿命の延伸」

乳幼児の保護者、児童生徒、働く世代、高齢者を対象とした各種教室や健康教育等の普及啓発に取り組みます。特に、健康寿命の延伸と密接な関わりがあるオーラルフレイル対策の充実に努めます。

#### 基本理念 3

##### 「障がい者(児)や要介護高齢者等、誰一人取り残さない歯科保健医療サービスの確保」

歯科医療機関への通院が困難な障がい者(児)や要介護高齢者が定期的な歯科健診や歯科医療等の歯科保健医療サービスを受けることができるよう、施設や在宅における歯科健診や在宅歯科医療の充実に努めます。

## 基本理念 4

### 「公衆衛生的見地及び科学的根拠に基づく取組による健康格差の縮小」

札幌市歯科口腔保健推進条例第11条に、フッ化物応用等の科学的根拠に基づく取組の推進が位置付けられたことを踏まえて、従来の乳幼児へのフッ化物塗布に加え、子どもたちのむし歯の健康格差の縮小効果が確認されているフッ化物洗口の普及に努めます。

## 基本理念 5

### 「関係団体・関係機関との連携・協力による総合的な歯科口腔保健の取組の推進」

地域包括ケアシステム構築に向けた一環として、医科歯科連携や歯科介護連携等の多職種連携の推進に努めるほか、効果的な歯科保健医療の取組に向けて、大学歯学部との連携・協力による共同調査研究等に取り組みます。

## 4 計画の位置づけ

第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画は、「札幌市歯科口腔保健推進条例」第10条に規定された歯科口腔保健の推進に関する計画策定義務及び「歯科口腔保健の推進に関する法律」第3条に規定された地方公共団体における歯科口腔保健の推進に関する施策策定義務に基づき定める行政計画です。

なお、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの「ウェルネス(健康)」の概念である「誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できる社会の実現」に寄与する計画の一つである他、「さっぽろ医療計画 2024」や「札幌市健康づくり基本計画」などの関連計画や北海道が策定する「北海道歯科保健医療推進計画」との整合性を図り、調和を保つものとします。

図 1-2 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの構成

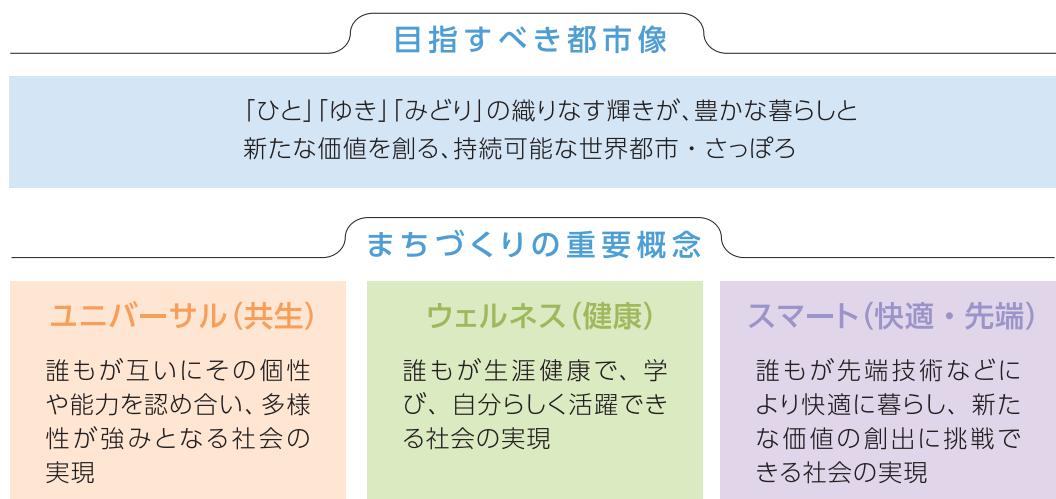
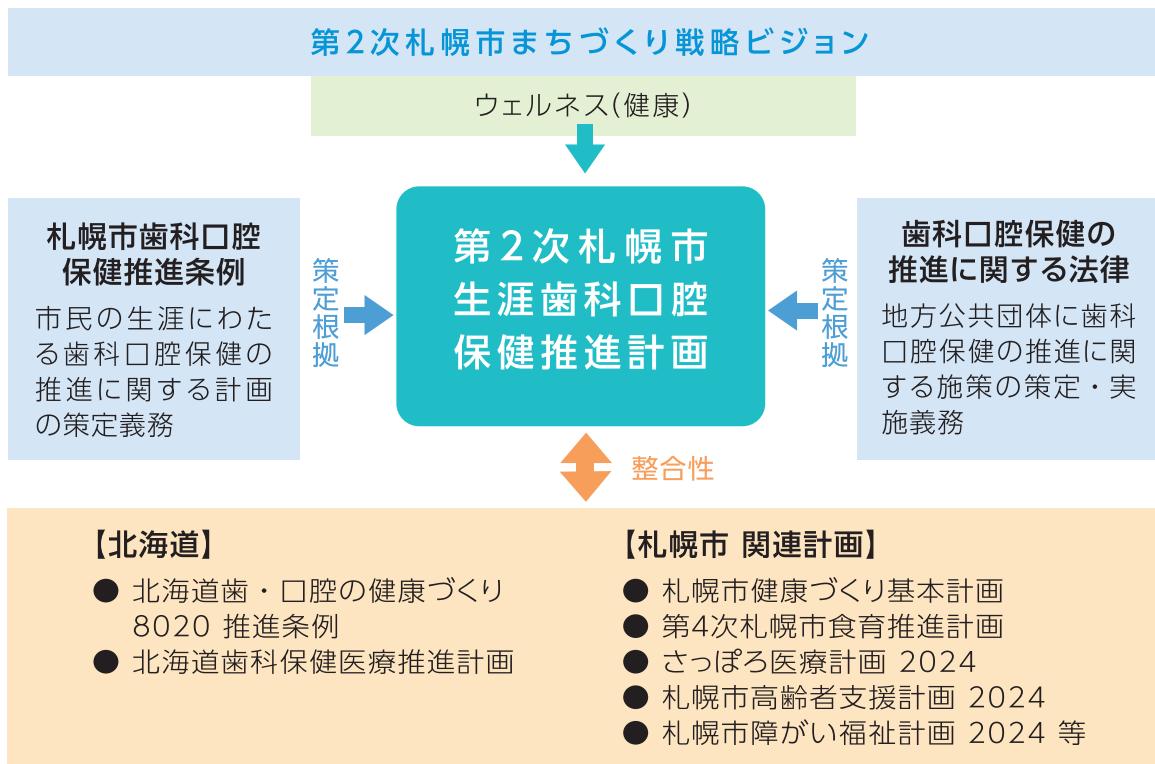


図 1-3 計画の位置づけ



## 5 計画期間

- 第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画は、令和6～11年度までの前半6年間を前期計画、令和12～17年度までの後半6年間を後期計画として策定することとします。
- 計画の目標値については、国の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の目標値の設定年度である令和14年度とし、札幌市と全国値との比較等を踏まえて、最終評価を行うこととします。
- 後期計画は、令和11年度に、前期計画の取組状況等の評価を踏まえて、目標値や取組内容の見直しを行い、策定することとします。

図 1-4 計画のタイムライン

